

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

エンプラス(以下「当社」という)は、企業理念に基づき、持続的な企業価値の向上を実現する為に、エンプラス コーポレート・ガバナンス ポリシー(以下「本ポリシー」という)を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。

< 企業理念 >

(1) わが社の使命

信頼の絆をもとに、あらゆる変化に対応する強靱な経営基盤を堅持し、

1. お客様に感謝される製品とサービスを提供します。
 2. 能力と成果を公正に評価し、社員の生きがいを育みます。
 3. 株主の皆さまの期待に応え、企業価値の向上を目指します。
- これらの実践を通して豊かな社会の発展に貢献します。

(2) 事業領域

エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供します。

(3) 経営姿勢

1. 卓越した技術と信頼される製品により、競争力と成長力を追求します。
2. 健全な財務体質により着実な発展を図ります。
3. 全ての企業活動において確かな品質に責任を持ちます。

(4) 行動指針

1. 創造的な目標を掲げ、情熱を持って挑戦します。
2. 感謝の心と学ぶ姿勢を大切にします。
3. 公私を明確にし、公明正大に行動します。

企業理念は、当社の経営方針・企業精神・企業倫理を具現化したものであり、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にするとともに当社のコーポレート・ガバナンスの基本原則としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、取締役の報酬は、取締役規定及び監査等委員会監査等基準に則り算定され、株主総会が決定する報酬総額の限度内で取締役会の決議により決定されます。経営陣幹部の指名については、各取締役の個別評価に基づき慎重な議論を行うことで決定されます。公正を期するため、重要な案件は独立社外取締役が出席する取締役会で決議することとしており、現時点では諮問委員会の設置は必要ないと考えております。今後、体制が変わり、必要性が生じれば諮問委員会の設置を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、「エンプラス コーポレート・ガバナンス ポリシー」として開示し、当社ホームページに掲載しております。

日本語：<https://www.enplas.co.jp/company/activities/>

英語：<https://www.enplas.co.jp/english/company/governance/>

当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重しており、「エンプラス コーポレート・ガバナンスポリシー」において、当社のコーポレート・ガバナンスの体制や取り組みが、コーポレートガバナンス・コードに制定されている「特定の事項を開示すべきとする原則」を含む諸原則について、実施していることを示しています。

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、下記を参照ください。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

・当社ポリシー第2章1.(5)政策保有株式に関する方針

当社は、持続的な企業価値の向上と、さらなる社会的価値の向上を目的として、株式を保有しております。毎期、株式の保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の目的と合理性について経営戦略会議で審議したのち、取締役会においてその結果を報告しております。また、対象会社株式の議決権割合が5%を超える株式を保有している場合は、当該企業の中長期的な企業価値向上の観点から、議決権の行使について経営戦略会議で審議したのち、取締役会においてその結果を報告しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

・当社ポリシー第2章1.(7)関連当事者間の取引の防止

取締役、執行役員、子会社役員による競業取引及び取締役による自己取引、利益相反取引については、監査等委員会による事前承認の上、取

取締役会において決議しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業型確定拠出年金を導入しており、運営管理機関をモニタリングするとともに、従業員の安定的な資産運用を支援するために教育研修等を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- ・当社ポリシー第1章1.目的及びコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、
- ・当社ポリシー第3章1.情報開示の基準、
- ・当社ポリシー第4章5.(1)取締役

株主をはじめとするステークホルダーから理解を得る為、法令ならびに東京証券取引所が定める規則及び、当社が独自に定める「エンブラスディスクロージャーポリシー」(当社ホームページに掲載)を遵守して、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ホームページ等に適切な情報開示を行っております。

(1)当社は、年2回の事業計画検討を実施する中で、3年先の内部・外部環境の変化を予測し、あるべき姿を設定した上で、当期の経営戦略を策定し、取締役会において決議しております。策定された経営戦略や事業計画の重要項目については、決算説明会及び公式ホームページ等に開示しております。

(2)各ステークホルダーに対する説明責任が強く求められている今般の社会情勢に配慮し、2006年2月に情報開示体制の再整備を行い、適切かつ迅速な情報開示を行っております。

(3)当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役規定及び監査等委員会監査等基準に定めております。取締役の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定するものであります。ただし、監査等委員の報酬配分は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で監査等委員の協議により決定するものとしております。

(4)社外取締役の選任に係る社外取締役の独立性基準を定めております。また、取締役候補者の指名や執行役員を選任は、取締役が実施する個別評価に基づき議論し決定することで、公正かつ透明性の高い手続きを行っております。

(5)取締役及び社外取締役の選任に際しては、株主総会の選任議案に、個々の略歴、選任理由ならびに重要な兼職の状況等を記載し説明しております。

【原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

- ・当社ポリシー第4章2.(1)取締役会の役割・責務

当社は、定款において取締役会決議事項の一部を取締役に委任できる旨を定めており、下記事項については、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営戦略会議での決議を基に、委任された取締役が最終決裁することとしております。ただし、委任された事項については、取締役会への報告が義務付けられております。

- ・子会社等関係会社、またはその他取引先・提携会社等の他社役員への就任・兼務(既存子会社を除く)
- ・重要な財産の処分及び譲受け
- ・多額の借財
- ・重要な使用人の選任及び解任
- ・連結損益に与える影響額が10億円を超える研究開発テーマの開発中止
- ・人員削減等の合理化
- ・簡易な組織再編

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

- ・当社ポリシー第4章5.(2)独立社外取締役、
- ・当社ポリシー第4章5.(5)独立性要件

当社では、会社法や東京証券取引所が定める社外役員の要件に加え、当社独自の独立社外取締役に係る独立性基準を策定し、これらの基準を充たす者を、社外役員候補者としております。詳細については、当社ホームページ掲載の独立性基準をご参照ください。

また、当社の独立社外取締役に、国際的な経験と専門性を有し、当社と利害関係を有しない独立した立場からの確に職務を遂行できる人物を、候補者として選任することとしております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

- ・当社ポリシー第4章2.(2)取締役会の構成

取締役会は、国際的な経験と専門性を有した独立社外取締役と企業実務・財務面等で高い見識と豊富な経験を有した取締役で構成しており、その機能を効果的・効率的に発揮できる員数としております。

補充原則4-11-2

- ・当社ポリシー第4章5.(2)独立社外取締役

取締役の他社での兼任状況については、就任時に開示するとともに、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

補充原則4-11-3

- ・当社ポリシー第4章2.(4)実効性の確保

取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その概要を以下の通り、コーポレートガバナンス報告書に開示しております。

当社は、主に以下の内容について、取締役へのアンケートを実施し、その結果については取締役会において確認をしております。

- 1.取締役会の構成に関する質問
- 2.取締役会の運営に関する質問
- 3.取締役会の議題に関する質問
- 4.取締役会を支える体制に関する質問

当社取締役会は、取締役会における重要事項の意思決定及び業務執行の監督が適切に行われており、活発で質の高い審議を目指した会議運営を行っているとして評価しました。今後も、取締役会の実効性をより高めていくため、運営の更なる改善に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査等委員のトレーニング】

・当社ポリシー第4章5.(7)トレーニング方針

新任の取締役が就任した場合、取締役会事務局及び各担当部門責任者は当社の理解を深める為、事業・財務・組織等に関して必要な知識を習得する機会を提供しております。

取締役として求められる役割と責務を十分に理解する為の知識を習得する機会の提供、及び在任中におけるこれら知識の継続的な更新を目的に、トレーニング機会の提供・斡旋、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・当社ポリシー第2章1.(3)株主との建設的な対話

当社では、IR担当執行役員を選任するとともに、経営企画部門をIR担当部署としております。

株主・投資家に対し、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を四半期に1回開催するとともに、IRミーティング、個人投資家向け会社説明会を実施し、建設的な対話を促進するよう努めております。また、現在の当社の株主構成を考慮し、海外IR及び外国人株主との個別面談も実施するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
横田 大輔	1,380,417	11.19
横田 誠	936,800	7.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	668,800	5.42
株式会社みずほ銀行	615,331	4.99
株式会社埼玉りそな銀行	602,500	4.88
JP MORGAN CHASE BANK 380684	509,200	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	370,900	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	362,800	2.94
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	340,500	2.76
公益財団法人エンプラス教育振興財団	300,000	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 当社は、自己株式を5,903,371株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
風巻 成典	他の会社の出身者													
井植 敏雅	他の会社の出身者													
久田 眞佐男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
風巻 成典			当社の独立役員	当該社外取締役が平成25年3月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズと当社との間に、原材料関連の取引がありますが、その取引額は双方において連結売上高の1%に満たず、取締役会の意思決定に影響を与えるような利害関係を有していません。当該社外取締役は、樹脂材料業界における幅広い知識と経験を有し、独立した立場から当社グループの経営に対して有益な意見や指摘のできる人物である為、独立役員に指定いたしました。

井植 敏雅		当社の独立役員	当該社外取締役が平成29年6月まで取締役を務めていた株式会社LIXILとの間で製品の取引がありますが、その取引額は双方において連結売上高の1%に満たず、取締役会の意思決定に影響を与えるような利害関係を有していません。当該社外取締役は、国内上場会社において要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対して有益な意見や指摘のできる人物である為、独立役員に指定いたしました。
久田 眞佐男		当社の独立役員	当該社外取締役が令和元年6月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズと当社との間に、原材料関連の取引がありますが、その取引額は双方において連結売上高の1%に満たず、取締役会の意思決定に影響を与えるような利害関係を有していません。当該社外取締役は、企業経営に係る豊かな経験と高い見識ならびに豊富な国際経験を有し、当社グループの経営に対して有益な意見や指摘のできる人物である為、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員は、内部監査室へ監査業務に必要な事項を指示できます。

監査等委員会の監査業務を補助する内部監査室及び補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとしております。また、社内規定において、補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うこと、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査等委員会の同意を得ることが規定されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査部門と連携し、随時必要な情報の収集や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等の提供を行っております。外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、監査等委員会は内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上を図り、取締役会での意思決定を通じて経営の監督を実施し、取締役の利益相反取引を監視し、独立した立場で各ステークホルダーの意見を反映させるよう努めております。

独立社外取締役が適切にスクテイクを支援できる体制として、業務執行の意思決定に必要な情報を独立社外取締役が適宜入手できるよう、十分な説明と質問への回答の機会を確保しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

会社から委任された執行役員の報酬については、当社業績の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、業績連動型報酬制度を導入しております。

また、社長執行役員以外の取締役を兼務する経営執行役員に対し中期インセンティブとして、役員持株会を通じ、自社株を購入することとしております。

執行役員を兼務する取締役の執行役員部分の報酬は「執行役員規定」に定めており、業績連動型報酬制度を基本として経営戦略会議の決議により決定されるものであります。

ストックオプションの付与対象者

従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の執行役員、正社員及び正社員に準じる者ならびに当社グループ会社の取締役、正社員及び正社員に準じる者に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

各取締役の個別報酬は、取締役会にて決定しています。

第59期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	6名	129百万円
取締役(監査等委員)	5名	38百万円
(うち社外取締役)	(4名)	(26百万円)
総額	11名	168百万円

(注)

1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)について年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)、取締役(監査等委員)について年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23百万円(取締役(監査等委員を除く)4名に対し23百万円)を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役規定及び監査等委員会監査等基準に定めております。取締役の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定するものであります。ただし、監査等委員の報酬配分は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で監査等委員の協議により決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

活発な議論が交わされる取締役会となるよう、十分に分析された資料の早期配布に努めております。また、年間スケジュールを事前通知し、開催日の審議時間を十分に確保した運営を行っております。

取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料の提供を求めることとしております。

取締役については取締役会事務局が中心となり、その意思決定に関する支援を行っております。

監査等委員は、その役割・責務を実効的に果たす為に取締役会事務局に対し、必要な追加情報の提供を求め、さらに第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、会社の費用において外部専門家の助言を活用し、検討を行うこととしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督等の機能に関する基本的な考え方は以下の通りです。

- (1)当社は執行役員制度の導入と社外取締役の選任により、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化と業務執行のスピードアップを図っております。
- (2)取締役会は、法令及び当社取締役会規則で定められた重要事項につき、審議決定を行っております。
- (3)経営戦略会議では、全社的に影響を及ぼす重要事項について多面的な検討を経て迅速な意思決定を行うとともに、相互の業務執行を監視しております。
- (4)業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的として経営執行会議を設置し、当社及び当社グループ会社の業務執行状況等について報告を行っております。
- (5)個別の重要な経営テーマに関しては、必要に応じて別途委員会を設置し、独立したチェック機能を持たせております。
- (6)監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人と連携して監査を実施しております。
- (7)内部監査体制については、監査等委員が内部監査部門に直接指示し活用することにより、当社及びグループ会社の業務執行状況等につき、適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、当社の内部統制システムの有効性について検証及び評価を行ってまいります。
- (8)監査法人トーマツと契約を締結し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく適正な監査を受けております。

なお、当社は現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役の全員と当社との間で当該責任限定契約を締結しており、当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、平成27年6月26日の第54回定時株主総会での承認をもって監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行しております。さらに当社は、平成27年10月30日に「エンブラス コーポレート・ガバナンス ポリシー」を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。また、持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度の導入と社外取締役の選任により、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案の検討時間を十分に確保できるよう、招集通知は株主総会開催日3週間前を目安に発送しております。また、発送日前には当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主が参加するに当たり支障が無い様に、株主総会の開催日の設定に当たっては、集中日を避けるように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳版を作成し、英文ホームページで公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・決算短信・決算説明会資料・各種プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念にステークホルダーのうち、(1)株主 (2)顧客 (3)社員 の立場の尊重について規定するとともに、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にしております。また、「エンプラス行動規範規定」においてすべてのステークホルダーの尊重について詳細に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境方針を定め遵守しております。省エネルギー(電力使用量等削減)を推進し、廃プラスチックの削減と再資源化を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとするステークホルダーから理解を得る為、法令ならびに東京証券取引所が定める規則及び、当社が独自に定める社内基準を遵守して、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ホームページ等に適切な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

[1] 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

[2] 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

[3] 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

[4] 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

[5] 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。

[6] その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。

[7] 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者(以下「補助使用人」といいます。)を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

[8] 補助使用人の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

[9] 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

[10] 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、総務部門、法務部門、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。

[11] 監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記することとしております。

[12] その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催することとしております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保障することとしております。

[13] 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

[14] 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さらに、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)の導入を決議しました。本プランは平成24年に一部改訂されたのち、平成30年6月22日開催の当社第57回定時株主総会において株主の皆様へ承認され、平成33年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで有効期限が延長されております。

1. 本プランの導入の目的

本プランは、自己資本利益率(ROE)の維持・向上をはかり、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させることを目的として導入されるものです。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

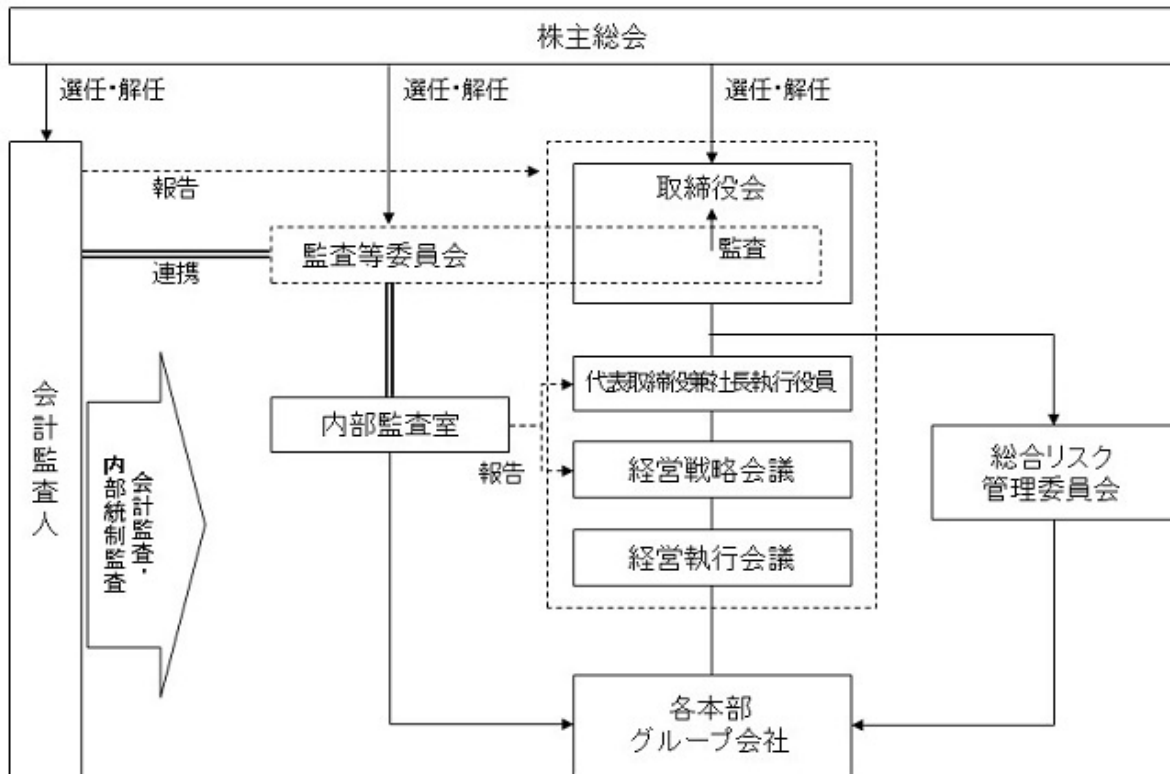
2. 本プランの概要

本プランは、(1)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(2)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、に該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為を行いまたは行おうとする者に対して従って頂く一定の手続きを定めたものです。

本対応策の具体的内容につきましては、平成30年4月27日付けプレスリリース「当社株式等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」(当社ホームページ: <http://www.enplas.co.jp/>)をご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制

